

議案第61号

愛西市火災予防条例の一部改正について

愛西市火災予防条例（平成17年愛西市条例第148号）の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成30年11月28日提出

愛西市長 日 永 貴 章

提案理由

この案を提出するのは、防火対象物の消防用設備等の状況が、消防法又はこれに基づく命令の規定に違反する場合に、その旨を公表することができることとするため必要があるからである。

愛西市条例第 号

愛西市火災予防条例の一部を改正する条例

愛西市火災予防条例（平成17年愛西市条例第148号）の一部を次のように改正する。

目次中「第48条」を「第49条」に、「第49条・第50条」を「第50条・第51条」に改める。

第50条を第51条とし、第49条を第50条とし、第6章中第48条を第49条とし、第47条の次に次の1条を加える。

（防火対象物の消防用設備等の状況の公表）

第48条 消防長は、防火対象物を利用しようとする者の防火安全性の判断に資するため、当該防火対象物の消防用設備等の状況が、法又はこれに基づく命令の規定に違反する場合は、その旨を公表することができる。

2 消防長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該防火対象物の関係者で権原を有するものにその旨を通知するものとする。

3 第1項の規定による公表の対象となる防火対象物及び違反の内容は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成32年4月1日から施行する。